一般財団法人日本規格協会

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 4～5 ページにてご確認いただけます。
「産業標準案等審議ガイドライン」
URL　https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingi-guideline.pdf

産業標準案作成対象テーマ一覧（制定）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号（制定の場合は，仮の番号）	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	制定	C2181	電気製品に使用される絶縁物の使用温度の上限値を決定する試験方法	Testing methods defining upper temperature limit for insulation materials	電気製品に使用する絶縁物は使用温度に十分に耐える必要があり、電気製品のJISにおいて使用温度の上限値が規定されている。また、これらの上限値を絶縁材料の品種ごとに細かく規定するJISも数多く存在するが、その試験方法は国際規格に規定されておらず、JISとしては、長らく電気用品安全法の“電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第十一の第2章（電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値を決定する試験方法）”を適切な試験方法とみなされているとしてきた。 また、この試験方法で決定された絶縁物の使用温度の上限値は、“電気用品部品・材料協議会（CMJ）”の登録制度において、絶縁材料の製造業者・品種・銘柄ごとに公表されており、電気製品の製造業者はこれらを参考に絶縁材料を選択する仕組みができている。 一方、“電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈”は別表第十二に一本化する方針が示され、別表第十一の廃止が検討されている。このような状況から、別表第十一の第2章の試験方法に置き換わるJISの制定が強く求められているため、この試験方法に対応したJISを制定する必要がある。	これまで広く国内で用いられてきた試験方法を踏襲するため、“電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表第十一の第2章”に置き換わるJISを制定することによって、品質の明確化、取引の合理化、ひいては効率的な産業活動に寄与するとともに、安全性確保による社会的ニーズの充足に寄与する。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・一般事項 ・特性試験法及び試験片の選択 ・終止点の決定 ・暴露温度及び期間 ・老化オーブン ・終止点に達した時間の決定 ・結果の分析及び評価 ・試験の省略及び簡略試験の適用 ・試験結果の報告事項	－			第2条の該当号： 4（試験方法） 対象事項： 電気製品用絶縁物	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、カ 欠点： いずれも該当しない。	001		一般財団法人日本規格協会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	制定	C62443-4-1	産業用オートメーション及び制御システムのセキュリティ－第4-1部：安全な製品開発ライフサイクル要求事項	Security for industrial automation and control systems－Part 4-1: Secure product development lifecycle requirements	この規格は、産業用オートメーション及び制御システム（IACS）で使用される製品の安全な開発のためのプロセス要求事項を規定するものである。近年、重要インフラ、工場などを支えるIACSに対するサイバー攻撃の脅威が深刻化し、システムを構成する個々の製品に対して、開発の初期段階から対策を作り込む設計思想に基づくアプローチ及びサプライチェーン全体でのセキュリティ確保が不可欠となっている。 基礎とする国際規格であるIEC 62443-4-1は、製品の設計・開発から保守、廃棄に至るライフサイクル全体を通じて、サイバー攻撃の脅威から製品を保護し、脆弱性を最小限に抑えるための実践的なプロセス要件を定めており、セキュアな製品開発の国際的な共通基盤として広く活用されている。 さらに、国際的には欧州のサイバーレジリエンス法（CRA）など、製品のライフサイクル全体に対するセキュリティ要件の法制化が進んでおり、国内においても経済産業省の「工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン」などでIEC 62443規格群の活用が推奨されている。このような国際規格の動向、国内外の法規制及び産業界のニーズを踏まえ、国内の製品供給者が国際的な要求水準を満たすセキュアな開発体制を構築し、サプライチェーン全体のセキュリティ向上を図るために、国際規格と整合したJISを制定する必要がある。	この規格の制定により、セキュアな製品を開発するための共通のプロセス基盤が提供され、効率的な産業活動の基盤形成に寄与する。また、国内の製品供給者が国際規格に準拠したセキュアな開発体制を構築及び証明可能になることで、国際競争力の強化及び国際取引の円滑化につながる。さらに、重要インフラなどで使われる制御システムのサイバーセキュリティという、極めて重要で強い社会的ニーズの充足に貢献することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義、略語、頭字語及び表記法 ・一般原則 ・セキュリティ管理 ・セキュリティ要求事項の規定 ・設計によるセキュリティ ・セキュアな実装 ・セキュリティ検証及び妥当性確認試験 ・セキュリティ関連事項の管理 ・セキュリティ更新管理 ・セキュリティガイドライン	－	IEC 62443-4-1:2018 Security for industrial automation and control systems－Part 4-1: Secure product development lifecycle requirement	IDT	第2条の該当号： 2（設計方法、生産に関する作業方法） 対象事項： 産業用オートメーション及び制御システムに使用される製品	法律の目的に適合している。	利点： エ、オ、カ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（制定）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号（制定の場合は，仮の番号）	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	制定	C62443-4-2	産業用オートメーション及び制御システムのセキュリティ－第4-2部：IACS コンポーネントの技術的セキュリティ要求事項	Security for industrial automation and control systems－Part 4-2: Technical security requirements for IACS components	この規格は、産業用オートメーション及び制御システム（IACS）を構成するコンポーネント（組込みデバイス、ネットワーク機器、ホストデバイス並びにソフトウェアアプリケーション）に対する技術的なサイバーセキュリティ要件について規定するものである。近年、重要インフラ及び工場を支えるIACSに対するサイバー攻撃の脅威が深刻化しており、システム全体のみならず、それを構成する個々の製品自体が強固なセキュリティ機能を備えることが不可欠となっている。 基礎とする国際規格であるIEC 62443-4-2は、IACSのコンポーネントが備えるべき技術的要件（識別・認証制御、アクセス制御、システムの完全性、データの機密性など）及び攻撃への耐性を示すセキュリティレベルの基準を定めている。これにより、開発目標及び調達時の客観的な評価指標が明確化され、安全な製品開発及び調達の国際的な共通基盤として広く活用されている。 さらに、国際的には欧州のサイバーレジリエンス法（CRA）など、製品に対するセキュリティ要件の法制化が進んでおり、国内においても経済産業省の「工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン」などでIEC 62443規格群の活用が推奨されている。このような国際規格の動向、国内外の法規制及び産業界のニーズを踏まえ、国内の製品供給者が国際的な要求水準を満たす製品を開発し、システムインテグレーター及びアセットオーナーが必要なセキュリティレベルを満たすコンポーネントを調達するための技術的基準として、国際規格と整合したJISを制定する必要がある。	この規格の制定により、IACSを構成するコンポーネントに求められる技術的なセキュリティ要件及びセキュリティレベルの基準が明確化され、効率的な産業活動の基盤形成に寄与する。また、国内製品供給者が国際的な要求水準を満たす製品を開発し、市場に提供可能になることで、国際競争力の強化及び国際取引の円滑化につながる。さらに、システムインテグレーター及びアセットオーナーが、システムに必要なセキュリティレベルを満たすコンポーネントを的確に選択して調達できるようになり、重要インフラなどで使用される制御システムの安全性確保という、極めて重要かつ強い社会的ニーズの充足に貢献することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義、略語、頭字語及び表記法 ・共通コンポーネントセキュリティ制約 ・識別及び認証制御 ・利用制御 ・システム完全性 ・データ機密性 ・データフローの制限 ・事象への適時の応答 ・リソースの可用性 ・ソフトウェアアプリケーション要求事項 ・組込み機器の要求事項 ・ホスト機器の要求事項 ・ネットワーク機器の要求事項	－	IEC 62443-4-2:2019 Security for industrial automation and control systems－Part 4-2: Technical security requirements for IACS components	IDT	第2条の該当号： 2（設計方法） 対象事項： 産業用オートメーション及び制御システムのコンポーネント	法律の目的に適合している。	利点： エ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3102	電気用軟銅線	Annealed Copper Wires for Electrical Purposes	この規格は、断面が円形で軟質の電気用銅線について規定している。試験方法の規定において、JIS C 3002（電気用銅線及びアルミニウム線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の箇条番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている箇条番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうち外観において、”3.による。”を”5.1（外観）による。”に改める。 ・試験方法のうち寸法において、”4.による。”を”5.2（構造）による。”に改める。 ・試験方法のうち伸びにおいて、”5.による。”を”5.3（引張り）による。”に改める。 ・試験方法のうち導電率において、”6.による。”を”5.4（導電率）による。”に改める。	－		無	第2条の該当号: 1（寸法、品質、性能） 対象事項: 電気用軟銅線	法律の目的に適合している。	利点: ウ 欠点: いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	改正	C3106	電気用荒引銅線	Copper Wire Rods for Electrical Purposes	この規格は，電気用銅線の材料として使用する断面が円形の電気用荒引銅線について規定している。試験方法の規定において、JIS C 3002（電気用銅線及びアルミニウム線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の箇条番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている箇条番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうち外観において、”3.による。”を”5.1（外観）による。”に改める。 ・試験方法のうち寸法において、”4.による。”を”5.2（構造）による。”に改める。 ・試験方法のうち伸びにおいて、”5.による。”を”5.3（引張り）による。”に改める。 ・試験方法のうち導電率において、”6.による。”を”5.4（導電率）による。”に改める。	－		無	第2条の該当号: 1（寸法、品質、性能） 対象事項: 電気用荒引銅線	法律の目的に適合している。	利点: ウ 欠点: いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3152	すずめっき軟銅線	Tin Coated Annealed Copper Wires	この規格は，断面が円形で軟質の電気用すずめっき銅線について規定している。試験方法の規定において、JIS C 3002（電気用銅線及びアルミニウム線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の箇条番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている箇条番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・特性において、”8(2)”を”5.6.3（過硫酸アンモン法）”に改める。 ・試験方法のうち外観において、”3.による。”を”5.1（外観）による。”に改める。 ・試験方法のうち寸法において、”4.による。”を”5.2（構造）による。”に改める。 ・試験方法のうち伸びにおいて、”5.による。”を”5.3（引張り）による。”に改める。 ・試験方法のうち導電率において、”6.による。”を”5.4（導電率）による。”に改める。 ・試験方法のうちめっきにおいて、”8(2)”を”5.6.3（過硫酸アンモン法）”に改める。	－		無	第2条の該当号: 1（寸法、品質、性能） 対象事項: すずめっき軟銅線	法律の目的に適合している。	利点: ウ 欠点: いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	改正	C3312	600V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル	600V Grade polyvinyl chloride insulated and sheathed portable power cables	この規格は、600V以下の移動用電気機器の電源回路などに用いる塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンドを絶縁体及びシースとするビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブルについて規定している。試験方法の規定において、JIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の表番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている表番号を変更することが必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうち加熱において、”表5”を”表4”に改める。 ・試験方法のうち耐油において、”表6”を”表5”に改める。 ・試験方法のうち曲げにおいて、”表10”を”表9”に改める。 ・試験方法のうち難燃において、”4.26の2b）”を”4.26.2 b)”に改める。	－		無	第2条の該当号: 1（構造、品質、性能） 対象事項: ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ウ 欠点: いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3315	口出用ゴム絶縁電線	Rubber insulated lead wires for electric machinery and apparatus	この規格は、主として発電機、電動機及びその他の電気機器などの口出しに用いる口出用ゴム絶縁電線について規定している。試験方法の規定において、JIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の表番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている表番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及解促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうち加熱において、加熱条件の”表5”を”表4”に改める。 ・試験方法のうち耐油において、”表6”を”表5”に改める。 ・試験方法のうち曲げにおいて、”表5”を”表4”に改める。	－		無	第2条の該当号: 1（構造、品質、性能） 対象事項: 口出用ゴム絶縁電線	法律の目的に適合している。	利点: ウ 欠点: いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	改正	C3323	600Vけい素ゴム絶縁電線	600V Silicone rubber insulated wires	この規格は、主として屋内の高温の場所で、600V以下の回路に用いるけい素ゴム絶縁電線及びけい素ゴム絶縁ガラス編組電線について規定している。試験方法の規定において、JIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の表番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている表番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうち加熱において、”表5”を”表4”に改める。	－		無	第2条の該当号: 1（構造、品質、性能） 対象事項: 600Vけい素ゴム絶縁電線	法律の目的に適合している。	利点: ウ 欠点: いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3340	屋外用ビニル絶縁電線 （OW）	Outdoor weatherproof polyvinyl chloride insulated wires	この規格は、主に架空電線路に使用する塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンドで絶縁された単心の絶縁電線について規定している。試験方法の規定において、JIS C 3002（電気用銅線及びアルミニウム線試験方法）及びJIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の箇条番号、表番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている箇条番号及び表番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうち導体の引張りにおいて、”5.（引張り）による。”を”5.3（引張り）による。”に改める。 ・試験方法のうち絶縁体の引張りにおいて、”表4”を”表3”に改める。 ・試験方法のうち加熱において、”表5”を”表4”に改める。	－		無	第2条の該当号： 1（構造、品質、性能） 対象事項： 屋外用ビニル絶縁電線	法律の目的に適合している。	利点： ウ 欠点： いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	改正	C3341	引込用ビニル絶縁電線 （DV）	Polyvinyl chloride insulated drop service wires	この規格は、600V以下の主に架空引き込み線に使用する塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンドで絶縁された多心の絶縁電線について規定している。試験方法の規定において、JIS C 3002（電気用銅線及びアルミニウム線試験方法）及びJIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の箇条番号、表番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている箇条番号及び表番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうち導体の引張りにおいて、”5.（引張り）による。”を”5.3（引張り）による。”に改める。 ・試験方法のうち絶縁体の引張りにおいて、”表4”を”表3”に改める。 ・試験方法のうち加熱において、”表5”を”表4”に改める。	－		無	第2条の該当号： 1（構造、品質、性能） 対象事項： 引込用ビニル絶縁電線	法律の目的に適合している。	利点： ウ 欠点： いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3342	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）	600V Polyvinyl chloride insulated and sheathed cables	この規格は、600V以下の回路に用いる塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンドを絶縁体及びシースとするビニル絶縁ビニルシースケーブルについて規定している。試験方法の規定において、JIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の表番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている表番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうち加熱において、”表5”を”表4”に改める。 ・試験方法のうち耐油において、”表6”を”表5”に改める。	－		無	第2条の該当号: 1（構造、品質、性能） 対象事項: 600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ウ 欠点: いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	改正	C3408	エレベータ用ケーブル	Travelling cables for elevators	この規格は、300 V以下の主としてエレベータ，小荷物専用昇降機などの昇降機用の配線及び移動電線に用いるエレベータ用ケーブルについて規定している。試験方法の規定において、JIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の表番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている表番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうち加熱において、”表5”を”表4”に改める。 ・試験方法のうち耐油において、”表6”を”表5”に改める。	－		無	第2条の該当号: 1（構造、品質、性能） 対象事項: エレベータ用ケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ウ 欠点: いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3501	高周波同軸ケーブル（ポリエチレン絶縁編組形）	Radio-frequency coaxial cables	この規格は、高周波機器の接続、内部配線、給電線などに使用する、ポリエチレンを絶縁体とし、外部導体が編組形で塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンドをシースとして使用した特性インピーダンス50Ω及び75Ωの高周波同軸ケーブルについて規定している。試験方法の規定において、JIS C 3002（電気用銅線及びアルミニウム線試験方法）及びJIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の箇条番号、表番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている箇条番号及び表番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・材料、構造及び加工方法のうち内部導体において、”5.（引張り）に規定する方法”を”5.3（引張り）に規定する方法”に改める。 ・試験方法のうち外観において、”3.（外観）による。”を”4.1（外観）による。”に改める。 ・試験方法のうち構造において、”5.（構造）による。”を”4.3（構造）による。”に改める。 ・試験方法のうち内部導体抵抗において、”6.（導体抵抗）による。”を”4.4（導体抵抗）による。”に改める。 ・試験方法のうち加熱において、”表5”を”表4”に改める。 など	－		IDT	第2条の該当号： 1（構造、品質、性能） 対象事項： 高周波同軸ケーブル	法律の目的に適合している。	利点： ウ 欠点： いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	改正	C3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル	Coaxial cables for television receivers	この規格は、周波数帯域が10 MHz～3224 MHzの衛星放送を含むテレビジョン受信システムの伝送路に使用するテレビジョン受信用同軸ケーブルについて規定している。試験方法の規定において、JIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の表番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている表番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうちシースの加熱において、”表5”を”表4”に改める。	－		無	第2条の該当号： 1（構造、品質、性能） 対象事項： テレビジョン受信用同軸ケーブル	法律の目的に適合している。	利点： ウ 欠点： いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3503	CATV用（給電兼用）アルミニウム パイプ形同軸ケーブル	CATV aluminium pipe coaxial cables	この規格は、周波数帯域が70 MHz～770 MHzのCATVシステムに使用するケーブルで、増幅器などに給電するため電力を重畳して使用する場合において、電圧は交流65 V以下、電流は15 A以下で使用する同軸ケーブルににについて規定している。試験方法の規定において、JIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の表番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている表番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうちシースの加熱において、”表5”を”表4”に改める。	－		無	第2条の該当号: 1（構造、品質、性能） 対象事項: CATV用アルミニウム パイプ形同軸ケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ウ 欠点: いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	改正	C3605	600Vポリエチレンケーブル	600 V Polyethylene insulated cables	この規格は、公称電圧600 V以下の回路に用いるポリエチレン又は架橋ポリエチレンで絶縁し、塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンド、ポリエチレン又はポリエチレン樹脂を主体とした耐燃性コンパウンドでシースを施したポリエチレンケーブルについて規定している。試験方法の規定において、JIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の表番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている表番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうち絶縁体及びシースの引張りにおいて、”表4”を”表3”に改める。 ・試験方法のうち加熱において、”表5”を”表4”に改める。 ・試験方法のうち耐油において、”表6”を”表5”に改める。	－		無	第2条の該当号: 1（構造、品質、性能） 対象事項: 600Vポリエチレン ケーブル	法律の目的に適合している。	利点: ウ 欠点: いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C3609	高圧引下用絶縁電線	High-voltage drop wires for pole transformer	この規格は、公称電圧6600 V以下の高圧架空電線路から柱上変圧器の1次側に至る引下用として使用する架橋ポリエチレン又はエチレンプロピレンゴムで絶縁された単心の高圧引下用絶縁電線について規定している。試験方法の規定において、JIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の表番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている表番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうち加熱において、”表5”を”表4”に改める。	－		無	第2条の該当号： 1（構造、品質、性能） 対象事項： 高圧引下用絶縁電線	法律の目的に適合している。	利点： ウ 欠点： いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	改正	C3621	600V EPゴム絶縁ケーブル	600V Grade ethylene-propylene rubber insulated cables	この規格は、600 V以下の電力用又は制御用の回路に使用するEPゴムで絶縁し、ポリクロロプレン又は塩化ビニル樹脂を主体としたコンパウンドでシースを施したEPゴム絶縁ケーブルについて規定している。試験方法の規定において、JIS C 3005（ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法）を引用しているが、当該JISが最近の技術の実態などを反映して改正されており、試験項目の表番号なども変更されている。このため、この規格でも当該JISの最新版を引用することとし、齟齬が生じている表番号を変更する必要がある。	この改正によって、最近の技術の実態を反映した試験方法を規定するJISを引用することができるようになり、技術の普及促進に貢献する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試験方法のうち加熱において、”表5”を”表4”に改める。 ・試験方法のうち耐油において、”表6”を”表5”に改める。	－		無	第2条の該当号： 1（構造、品質、性能） 対象事項： EPゴム絶縁ケーブル	法律の目的に適合している。	利点： ウ 欠点： いずれも該当しない。		2	一般社団法人日本電線工業会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8147-1	ランプ制御装置－第1部：通則及び安全性要求事項	Lamp controlgear－Part 1: General and safety requirements	この規格は、直流1 500 V以下の電源、若しくは交流1 000 V以下の50 Hz又は60 Hzの電源で用いる、ランプ制御装置の通則及び安全性要求事項について規定するものである。 現行規格（JIS C 8147-1）は、2017年に発行された対応国際規格であるIEC 61347-1の第3.1版を基に、2021年に改正したものであるが、その後、対応国際規格は、IEC 61347-2規格群を含め、2024年に第4版として全面的に改訂された。この改訂により対応国際規格の第4版は、近年の照明器具で主力製品となったLED光源を負荷とする制御装置に特化した要求事項とし、磁気回路式安定器だけに関する要求事項が削除され、箇条及び附属書の構成が大きく変更された。また、同時に改訂された個別規格となるIEC 61347-2規格群は、LED光源を負荷とするものは対応国際規格の第4版を引用し、それ以外の従来光源用の制御装置は第3.1版を引用することとなった。 これらの国際規格の改訂に伴い、LED光源を負荷とする制御装置の要求事項と従来光源用の制御装置の要求事項との差異を明確にするため、LED光源を負荷とする電気光源用制御装置の一般要求事項及び個別要求事項は、対応国際規格の規格番号に合わせたJIS C 61347規格群として別途、新規に制定することとした。一方、従来光源用の制御装置の個別規格は、第3.1版に対応した現行規格をこれまで通り通則として引用することとしたが、現行規格が新規に制定されるJIS C 61347-1と適用範囲が重複しないように、従来光源用のランプ制御装置の適用範囲を限定するために改正する。	この規格を改正することによって、最近の市場動向に即した内容となり、使用者の安全・安心に寄与する。さらに国際規格と整合を図ることによって、輸出入を含めた取引の円滑化・効率化等に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、対象をJIS C 8147-2規格群に規定する放電ランプ用のランプ制御装置に限定する。	－	IEC 61347-1:2015＋Amendment 1:2017 Lamp controlgear1 - Part 1: General and safety requirements	MOD	第2条の該当号： 1（種類、構造、品質、性能（安全性に限る）） 対象事項： ランプ制御装置	法律の目的に適合している。	利点： カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	003		一般社団法人日本照明工業会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	改正	C8201-7-1	低圧開閉装置及び制御装置－第7-1部：補助装置－銅導体用端子台 （現行名称：低圧開閉装置及び制御装置－第7部：補助装置－第1節：銅導体用端子台）	Low-voltage switchgear and controlgear－Part 7-1: Ancillary equipment－Terminal blocks for copper conductors	この規格は、工業用途のねじ式又はねじなし締付具によって、銅導体間を電気的及び機械的に接続し、支持体に固定する端子台について規定したものである。 この規格は、2016年に改正され現在に至っているが、この規格の対応国際規格であるIEC 60947-7-1は2025年に改訂され、銅導体用端子台がより小さな断面積の導体にも用途が拡大している市場の動向を反映させ、適用範囲の下限値が見直されている。また、端子台における長期的な接続信頼性を確保するために、絶縁材料の経年収縮などを考慮した新たな評価指標として、絶縁材料を介した接触圧力（CoPI）試験が導入されている。このような状況を踏まえ、より実態に即した最新の国際規格との整合を図ったJISに改正する必要がある。	この規格を改正することによって、最近の市場動向に即した内容となり、使用者の安全に寄与する。さらに、国際規格と整合を図ることによって、輸出入を含めた取引の円滑化・効率化等に寄与することが期待でき、市場の拡大が見込まれる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、従来の導体断面積の下限値を見直し、0.2mm2から0.05mm2にする。 ・試験方法において、近年の技術進歩に対応して、絶縁材料を介した接触圧力（CoPI）試験を追加する。	－	IEC 60947-7-1 Low-voltage switchgear and controlgear - Part 7-1:Ancillary equipment - Terminal blocks for copper conductors	MOD	第2条の該当号： 1（種類、寸法、構造、品質、性能） 対象事項： 銅導体用端子台	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、キ 欠点： いずれも該当しない。		1	一般社団法人日本電気制御技術工業会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8305	鋼製電線管	Rigid steel conduits	この規格は、交流1000 V及び／又は直流1500 V以下の電気設備又は通信設備内の電線及び／又はケーブルを保護するために用いる鋼製電線管（以下、電線管という。）の寸法、構造及び試験方法について規定した規格であり、消防法の耐火電線の基準の耐火試験で用いる試験部材として引用されている。現行JISでは電線管ねじの寸法規定において、電線管ねじの試験の有無、検査方法及びねじゲージなどが規定されておらず、製造業者が行う形式検査及び第三者試験機関において行う電線管ねじ検査で混乱を生じている。このため、製造業者、第三者試験機関及び各種電線管の関係団体から、寸法確認用の電線管ねじゲージを用いた試験が強く望まれている。また、この規格で引用しているJIS C 8461-1（電線管システム－第1部：通則）及びJIS C 8461-21［電線管システム－第21部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項］において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して改訂されたことから、それらとの整合を図るためJIS C 8461-1及びJIS C 8461-21が2025年に改正された。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の改正内容を反映するとともに、電線管ねじの試験方法の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、電線管ねじの試験方法及びゲージを規定することによって、試験の標準化が進み，最新の技術に対応した電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、国土交通省の調達基準として引用され、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・上位規格であるJIS C 8461-21の改正を受け、この規格（JIS C 8305）における製品の表示内容及び試験方法を最新の規定に改める。 ・改正されたJIS C 8461-21において本規格の寸法及びねじが指定されたことに伴い、適否判断するためのゲージを用いた試験方法を新たに追加する。 ・ねじゲージでの試験を適正に実施するため、試験に用いるゲージの寸法及びねじ山図を新たに追加する。	－			第2条の該当号： 1（種類、寸法、構造、品質、性能） 対象事項： 鋼製電線管	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる）	一般社団法人電気設備学会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	改正	C8309	金属製可とう電線管	Pliable metal conduits	この規格は、交流1 000 V及び／又は直流1 500 V以下の電気設備又は通信設備内の電線及び／又はケーブルを保護するために用いる金属製可とう電線管（以下、電線管という。）の寸法、構造及び試験方法について規定した規格である。この規格が引用しているJIS C 8461-1（電線管システム－第1部：通則）及びJIS C 8461-22（電線管システム－第22部：プライアブル電線管システムの個別要求事項）において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して改訂されたことから、それらとの整合を図るためJIS C 8461-1及びJIS C 8461-22が2025年に改正された。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の改正内容を反映するとともに、金属製可とう電線管の試験方法などの明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、最新の技術に対応した電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、国土交通省の調達基準として引用され、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次の通りである。 ・上位規格であるJIS C 8461-21の改正を受け、この規格（JIS C 8309）における製品の表示内容及び試験方法を最新の規定に改める。 ・衝撃試験を、最新のJIS C 8461-22に整合するよう改める。 ・JIS C 8461-1の分類選定を再選定し、市場実態の性能に合わせて温度特性を削除する。 ・JIS C 8461-1の改正に伴い、耐食性試験を表面処理別に規定するよう改める。	－			第2条の該当号： 1（種類、寸法、構造、品質、性能） 対象事項： 金属製可とう電線管	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		生産者等及び使用・消費者の利便性の向上が図られる場合）	一般社団法人電気設備学会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8330	金属製電線管用の附属品	Fittings for rigid metal conduits	この規格は、電気配線工事で電線保護のために用いられる金属製電線管用の附属品の寸法、構造及び試験方法について規定した製品規格である。当規格は、電気用品安全法技術基準の解釈別表第二の基準に整合した規定としているが、解釈別表第二が解釈別表第十二に一本化された。解釈別表第十二では国際整合規格であるJIS C8461-1（電線管システム-第1部：通則）及びJIS C8461-21（電線管システム-第21部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項）が採用されているが、これらが対応国際規格の改訂を受けて改正された。 こうしたことから、JIS C8461-1及びJIS C 8461-21の改正内容を反映するとともに、互換性確保のため新たな種類を追加するため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格と整合した金属製電線管用の附属品の品質確保、メーカ間の互換性確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに国土交通省の調達基準として引用され、広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は、次のとおり。 ・最新のJIS C8461-1及びJIS C8461－21を引用し全面改正を行う。 ・用語及び定義にノーマルベンド、ノーマルベンドB形、カップリング、ユニオンカップリング、コネクタ、絶縁ブッシング2号、ユニバーサル、ハブ、ねじ接続、ねじなし接続及び菅止めを追加し、その用途などを明確にする。 ・要求性能に衝撃試験を追加する。 ・絶縁ブッシング2号を除く附属品には、電気機械器具の外郭による保護等級IP30を追加する。 ・表示に製品の識別表示を追加する。 ・表示の耐久性確認として、こすり試験を追加する。 ・構造に絶縁電線、ケーブルへの損傷及び施工者に危害を及ぼすエッジ、バリ及び突起が無いことを追加する。 ・衝撃試験は、恒温槽から試料を取り出し10秒以内に試験することを追記する。 ・現在の市場で流通しているユニバーサルLT形を追加する。	－			第2条の該当号： 1（種類、寸法、構造、品質、性能） 対象事項： 金属製電線管用の附属品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる）	一般社団法人電気設備学会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	改正	C8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	Boxes and box covers for rigid metal conduits	この規格は、電気配線工事で電線保護のために用いられる電線管用金属製ボックス及びボックスカバーの寸法、構造及び試験方法について規定した規格である。当規格は、電気用品安全法技術基準の解釈別表第二の基準に整合した規定としているが、解釈別表第二が解釈別表第十二に一本化された。解釈別表第十二では国際整合規格であるJIS C8462-1（家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ-第1部：一般要求事項）の改正版が採用された。 こうしたことから、JIS C8462-1の改正内容を反映するとともに、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格と整合した電線管用金属製ボックス及びボックスカバーの品質確保、メーカ間の互換性確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに国土交通省の調達基準として引用され、広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は、次のとおり。 ・最新のJIS C8462-1の他、部分的にJIS C8461-1及びJIS C8461－21を引用し全面改正を行う。 ・用語及び定義に埋込配管用のボックス及び露出配管用のボックスを追加し、その用途などを明確にする。 ・要求性能に感電保護及び接地の準備を追加する。 ・構造にノックアウト保持及び電線管導入口への押圧力、引張力及び曲げ抵抗力を追加する。 ・電気機械器具の外郭による保護等級IP30を追加する ・表示の耐久性試験を追加する ・寸法は、互換性に必要な部分及び全体寸法のみとし、その他は参考扱いとする。	－			第2条の該当号： 1（種類、寸法、構造、品質、性能） 対象事項： 電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる）	一般社団法人電気設備学会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8350	金属製可とう電線管用附属品	Fittings for pliable metal conduits	この規格は電気配線工事で電線保護のために用いられる金属製可とう電線管用のコネクタ及びコンビネーションカップリングの寸法、構造及び試験方法について規定した製品規格である。当規格は、電気用品安全法技術基準の解釈別表第二の基準に整合した規定としているが、解釈別表第二が解釈別表第十二に一本化された。解釈別表第十二では、国際整合規格であるJIS C 8461-1（電線管システム-第1部：通則）及びJIS C 8461-22（電線管システム-第22部：プライアブル電線管システムの個別要求事項）が採用されている。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の内容を反映するとともに、品質・性能要求事項などのより一層の明確化を図るため、当該JISを改正する必要がある	この改正によって、国際規格と整合した金属製可とう電線管用附属品の品質確保、メーカ間の互換性確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに国土交通省の調達基準として引用され、広く周知されることによって、より安全で合理的な社会の実現が期待できる。	主な改正内容は、次のとおり。 ・最新のJIS C 8461-1及びJIS C 8461-22を引用し改正を行う。 ・用語及び定義にコネクタ、カップリング、ねじ接続形及びねじなし接続形を追加し、その用途などを明確にする。 ・電気機械器具の外郭による保護等級IP30を可とう管用附属品に、保護等級IP35をビニル被覆管用附属品にそれぞれ追加する。 ・表示に製品の識別表示を追加する。 ・表示の耐久性確認として、こすり試験を追加する。 ・構造に絶縁電線、ケーブルへの損傷及び施工者に危害を及ぼすエッジ、バリ及び突起が無いことを追加する。 ・衝撃試験は、恒温槽から試料を取り出し10秒以内に試験することを追記する。	－			第2条の該当号： 1（種類、寸法、構造、品質、性能） 対象事項： 金属製可とう電線管用附属品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる）	一般社団法人電気設備学会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	改正	C8411	合成樹脂製可とう電線管	Pliable plastics conduits	この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる合成樹脂製可とう電線管の寸法、構造及び試験方法について規定したものである。この規格が引用しているJIS C 8461-1（電線管システムー第1部：通則）及びJIS C 8461-22（電線管システムー第22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項）において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して改訂されたことから、それらとの整合を図るためJIS C 8461-1及びJIS C 8461-22が2025年に改正された。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の改正内容を反映するとともに、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、最新の技術に対応した合成樹脂製可とう電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、国土交通省の調達基準として引用され、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・この規格の引用規格であるJIS C 8461-1及びJIS C 8461-22について最新の改正版を反映するため、引用規格の西暦年を改める。 ・合成樹脂製可とう電線管の定義を追加する。 ・製造年又はその略号を削除する。 ・衝撃試験及び曲げ試験で使用する最小内径確認用ゲージの種類を記載し、明確にする。	－			第2条の該当号： 1（種類，形状，寸法，構造，品質，性能） 対象事項： 合成樹脂製可とう電線管	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる）	一般社団法人電気設備学会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品	Fittings for pliable plastics conduits	この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる合成樹脂製可とう電線管用附属品の寸法、構造及び試験方法について規定したものである。この規格が引用しているJIS C 8461-1（電線管システム－第1部：通則）及びJIS C 8461-22（電線管システム－第22部：プライアブル電線管システムの個別要求事項）において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して改訂されたことから、それらとの整合を図るためJIS C 8461-1及びJIS C 8461-22が2025年に改正された。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-22の改正内容を反映するとともに、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、最新の技術に対応した合成樹脂製可とう電線管用附属品の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、国土交通省の調達基準として引用され、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・この規格の引用規格であるJIS C 8461-1及びJIS C 8461-22について、最新の改正版を反映するため、引用規格の西暦年を改める。 ・用語及び定義にPF管、CD管、VE管の定義を追加する。 ・コネクタの寸法について、参考例として固定具とねじによる固定方法を記載し、用法が分かりやすい図に改める。 ・コネクタの寸法表に呼び14S及び16Sを追加し、ねじの呼びを（参考）として追加する。 ・衝撃試験で使用する最小内径確認用ゲージの種類を記載し、明確にする。	－			第2条の該当号： 1（種類，形状，寸法，構造，品質，性能） 対象事項： 合成樹脂製可とう電線管	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる）	一般社団法人電気設備学会のWG	2026年10月
JSA	05 電気	改正	C8430	硬質ポリ塩化ビニル電線管	Unplasticized polyvinyl chloride (PVC-U) conduits	この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる硬質ポリ塩化ビニル電線管の寸法、構造及び試験方法について規定したものである。この規格が引用しているJIS C 8461-1（電線管システム－第1部：通則）及びJIS C 8461-21（電線管システム－第21部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項）において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して改訂されたことから、それらとの整合を図るためJIS C 8461-1及びJIS C 8461-21が2025年に改正された。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の改正内容を反映するとともに、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、最新の技術に対応した硬質ポリ塩化ビニル電線管の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、国土交通省の調達基準として引用され、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・この規格の引用規格であるJIS C 8461-1及びJIS C 8461-21について最新の改正版を反映するため、引用規格の西暦年を改める。 ・製造年月又はその略号を削除する。 ・衝撃試験で使用する最小内径確認用ゲージの種類を記載し、明確にする。 ・〝管の色は通常，灰色を標準とする。〟について、市場製品の実情とそぐわないため、削除する。	－			第2条の該当号： 1（種類，形状，寸法，構造，品質，性能） 対象事項： 硬質ポリ塩化ビニル電線管	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる）	一般社団法人電気設備学会のWG	2026年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	05 電気	改正	C8432	硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	Fittings of unplasticized polyvinyl chloride(PVC-U) conduits	この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品の寸法、構造及び試験方法について規定したものである。この規格が引用しているJIS C 8461-1（電線管システム－第1部：通則）及びJIS C 8461-21（電線管システム－第21部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項）において、それぞれの対応国際規格が最新の技術を反映して改訂されたことから、それらとの整合を図るためにJIS C 8461-1及びJIS C 8461-21が2025年に改正された。 こうしたことから、JIS C 8461-1及びJIS C 8461-21の改正内容を反映するとともに、品質・性能要求事項のより一層の明確化を図るなどのため、当該JISを改正する必要がある。	この改正によって、最新の技術に対応した硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品の品質確保、メーカー間の互換性の確保及び製品の安全性向上に寄与することが期待できる。さらに、国土交通省の調達基準として引用され、広く周知されることによって、より安全な社会の実現が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・この規格の引用規格であるJIS C 8461-1及びJIS C 8461-21について、最新の改正版を反映するため、引用規格の西暦年を改める。 ・用語及び定義にTS受け口及び伸縮受け口を追加する。 ・衝撃試験で使用する最小内径確認用ゲージの種類を記載し、明確にする。 ・寸法を規定していなかったエントランスキャップ（EC）の寸法記号（R1，R2 及びR3）を削除する。 ・寸法を規定していなかったターミナルキャップ（TC）の寸法記号（R1及びR2）を削除する。	－			第2条の該当号： 1（種類，形状，寸法，構造，品質，性能） 対象事項： 硬質ポリ塩化ビニル電線管用附属品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ 欠点： いずれも該当しない。		関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる）	一般社団法人電気設備学会のWG	2026年10月